

令和7年度緑のトラスト保全地保全管理業務委託（14号地）
仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、埼玉県は委託候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

令和7年度緑のトラスト保全地保全管理業務委託（14号地）

2 業務目的

県民が主体となり、埼玉の優れた自然及び貴重な歴史的環境の保全を図るさいたま緑のトラスト運動の趣旨に基づき、地元住民等の参加により、郷土さいたまの優れた自然を後世に引き継ぐとともに、広く県民が自然とのふれあいの場として安心して利用できるよう「緑のトラスト保全地」を適正に保全管理する。

3 委託期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

4 委託料の上限額

778,800円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 管理を委託する土地の所在

別紙1のとおり

6 委託業務の内容

緑のトラスト保全第14号地（以下「トラスト保全地」という。）の適正な管理

(1) 巡視・美化活動

トラスト保全地において、1か月に2回、巡視による状況把握とゴミの収集等の美化活動を行う。

(2) みどりの保全管理

トラスト保全地において、動植物の知識を活かし、生態系に配慮した健全な自然環境形成及び散策路等の安全確保を図るために必要な下草刈り、倒木除去、除伐・間伐、除草等を行う。

また、ナラ枯れ被害に係る、来訪者等の安全確保に必要な伐採、枝落とし等の対応及び予防措置を行う。

(3) 設備の維持管理（設備については別紙2を参照）

歩道、境界柵、東屋、ベンチ、案内板等の設備について、維持管理及び設置を行う。

(4) ボランティアスタッフの養成

トラスト保全地で保全管理活動を行うボランティアスタッフの養成を行い、チェーンソーや刈払い機等、保全管理に関する知識と技能の向上に努める。

(5) トラスト保全地における危機管理対応

トラスト地において、下記の人的被害及び物的被害が発生した時は、速やかに県に報告の上、現場対応を行うこと。

ア トラスト保全地内において、県民、企業等の第三者が人的、物的被害を受けたとき。

イ トラスト保全地外であっても、トラスト保全地内に起因して上記被害が生じたとき。

ウ ボランティアの保全活動中に、救急搬送を要するようなケガもしくはそれと同等のケガ等が発生したとき。

エ 台風等により、県民等がトラスト保全地を利用する上での支障が発生したとき。

(6) 一般県民や企業、学校等による保全活動の受け入れ

幅広い県民に保全活動への参加を呼びかけ、活動への参加を希望する一般県民、企業、学校等の受け入れを行い、トラスト地の保全に取り組もうとする活動の担い手の創出に寄与すること。

(7) その他

ア さいたま緑のトラスト運動の趣旨を十分理解した上で、業務の進行管理を行い、実施すること。

イ トラスト保全地における重大事故に備えるため、対人・対物事故の損害を補償する賠償責任保険に加入する。

ウ 関係する市町や他団体、周辺地域との情報共有、連携の下に業務を進めること。

エ 保全活動等の際は、活動者の安全確保に十分留意すること。

7 活動報告

業務を完了したときは、遅滞なく、契約書に定める業務実績報告書及び業務経費決算書を埼玉県に提出する。

8 その他留意事項

- (1) 受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県承認を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (4) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に埼玉県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (7) 本委託業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本委託業務開始時に埼玉県に報告すること。
- (8) 本事業遂行に当たって得られた情報は、書類、電磁的記録とも委託者の求めに応じ提出するものとする。
- (9) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。

緑のトラスト保全第 1 4 号地

所在地：三芳町藤久保地内

位置図



上記位置図のうち、保全管理箇所（面積：1.5ha）



ふじのぼのへんちりん
藤久保の平地林

所在地 三芳町藤久保地内

データ H28取得3.0ha

▲第26回コンクール
優秀賞三兄弟の遊び路

川越街道に近く、周辺開発が進んでいる中で残されたコナラ・クヌギを中心とする大規模平地林です。江戸時代初期に川越藩主 松平信綱が川越街道を整備する際に開拓・植林され、現在まで落葉堆肥を使った循環型農法が行われてきました。



交通

- ①東武東上線みずほ台駅西口からライフバス三芳役場経由鶴瀬駅行き約7分「三芳役場」下車約0.2km(徒歩約3分)
 - ②東武東上線鶴瀬駅西口からライフバス三芳役場経由ふじみ野駅西口行き約5分、又は上富経由ふじみ野駅西口行き約8分「三芳役場」下車約0.2km(徒歩約3分)
- 🅑:三芳町役場駐車場利用可

周辺情報

上富いも街道

風情あるケヤキ並木通り(通称:いも街道)には、町の特産品のサツマイモをはじめとしたみよし野菜の直売所や飲食店が立ち並んでいます。



竹間沢こぶしの里

春には白い可憐なこぶしの花、初夏にはホタルが飛び交うこぶしの里。貴重な湧水も流れクールスポットにもなっています。





保全活動

毎月第2・4水曜日、
第3日曜日
9:00~12:00

おすすめ散策コース(約1.0km)

散策路入口→オープンスペース
→あずま屋→散策路入口

● 三芳町役場



◀第20回コンクール
佳作「夕刻の輝き」



江戸時代に新田開発された際に、屋敷地、耕作地とともに平地林も作られたんだ。平地林にはコナラ、クヌギなどを植え、燃料用の薪や農具の材料として利用したほか、落葉や下草は堆肥の原料として活用されたよ。この地域で実践されてきた循環型農法は、平地林の落葉や下草を集め、1年以上かけて堆肥を作り、畑に混入させサツマイモなどの作物を栽培するもので、人と自然が共生する持続可能な農法なんだ。